厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は平成27年９月８日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

１．代表清算人氏名　鈴木　　明

２．住所　神奈川県川崎市川崎区宮本町２番地27

平成 27 年９月 30 日

神奈川鉄鋼産業厚生年金基金

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条の規定により、次の免許状の取上げ処分を行った。

平成 27 年９月 30 日　　東京都教育委員会

１　取上げた免許状

⑴　氏名　遠藤　義広

本籍地　東京都

生年月日　平成２年６月29日

免許状の種類、教科及び番号

ア　中学校教諭一種免許状

免許状番号　平24中１第731号

教科　社会

授与年月日　平成25年３月22日

授与権者　千葉県

イ　高等学校教諭一種免許状

免許状番号　平24高１第860号

教科　公民

授与年月日　平成25年３月22日

授与権者　千葉県

⑵　氏名　寶田　　功

本籍地　東京都

生年月日　昭和27年４月24日

免許状の種類、教科及び番号

ア　中学校教諭一種免許状

免許状番号　昭51中１第1722号

教科　保健体育

授与年月日　昭和51年３月31日

授与権者　東京都

イ　高等学校教諭一種免許状

免許状番号　昭51高１第1722号

教科　保健体育

授与年月日　昭和51年３月31日

授与権者　東京都

２　取上げ処分年月日

平成27年７月16日

３　取上げの事由

教育職員免許法第11条第３項該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定60歳～80歳の男性、身長157㎝位、体格普通、上衣は、半袖肌着、下衣は、紺色トランクスを着用

上記の者は、平成27年８月14日午前９時50分頃本庄市前原２－11－８番地404室内において、死体で発見されたもので、死亡日は平成27年７月上旬（推定）。

遺体は火葬に付し、遺骨は本庄市福祉事務所に保管してあります。心当たりの方は、本庄市役所福祉部社会福祉課まで申し出てください。

平成 27 年９月 30 日

埼玉県　　本庄市長　吉田　信解

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳の男性、年齢60～70歳位、身長166センチメートル

上記の者は、平成27年７月31日午前６時50分ころ、さいたま市見沼区大字蓮沼1250番地４号棟201号室において死亡しているところを発見されました。

引取人がいないため、火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当りの方は、当市見沼区福祉課までお申し出ください。

平成 27 年９月 30 日

埼玉県　　さいたま市長　清水　勇人

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢40歳代後半以上の男性、身長158cmから170cm、死後１年以上経過、着衣は状態が悪く不詳、所持品内に「末吉」名義の耳鼻咽喉科発行の診察券

上記の者は、平成27年６月10日午後１時15分頃、千葉県市原市千種海岸２番地１先緑地帯内で発見され、死亡年月日は不詳です。着衣及び所持品は、市原警察署に保管されています。遺体は火葬に付し、市原市で遺骨を保管してありますので、心当たりの方は、保健福祉部生活福祉課まで申し出てください。

平成 27 年９月 30 日

千葉県　　市原市長　小出　譲治

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢40歳から70歳位（推定）男性、身長171㎝位、中肉、灰色半袖ポロシャツ・灰色ジャージズボン、靴下、スニーカーを着用、右手環指に金色の指輪

上記の者は、平成27年９月５日午前11時30分頃、東京都新島村式根島914番地大浦海水浴場、約150ｍの海上で発見されたもので、遺体は検視後火葬に付し、遺骨は保管してあります。お心当たりの方は、当村民生課まで申し出て下さい。

平成 27 年９月 30 日

東京都　新島村長職務代理者新島村副村長

大沼　弘一

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢不詳、人相等不詳、身長140㎝位の女性、上下総入れ歯、着衣は白色のタンクトップ、黄色のパンツ、所持品は指輪

上記の者は、平成27年８月18日午後４時10分頃、愛知県岩倉市栄町一丁目116番地のマンションの一室で死亡しているところを発見されたもので、死因は不詳。平成27年８月上旬死亡と推定されます。身元不明のため火葬に付しましたので、心当たりの方は岩倉市福祉部福祉課まで申し出てください。

平成 27 年９月 30 日

愛知県　　岩倉市長　片岡　恵一

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢50歳後半から70歳前半まで、身長160cm後半から180cm前半まで、男性、所持金品なし

上記の者は、平成27年６月11日、河内長野市小山田町674番地５寺ケ池北側水門付近にて発見されました。身元不明のため、火葬に付し、遺骨を安置していますので、心当たりのある方は、当市子ども・福祉部生活福祉課まで申し出てください。

平成 27 年９月 30 日

大阪府　　河内長野市長　芝田　啓治

公示送達

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業東長崎平間・東地区土地区画整理事業において、次の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第２項の規定による建築物等移転（除却）通知は、送付したが、受領を拒まれたので、同法第133条第１項及び同法同条第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、書類の送付にかえて、通知の内容を次のとおり公告する。

平成 27 年９月 30 日

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業東長崎平間・東地区土地区画整理事業

施行者　長崎市

代表者　長崎市長　田上　富久

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　長崎市平間町919番地

氏名　平尾　保幸

２　通知の内容

平成27年８月４日付け長崎市指令東区第18号、土地区画整理法第77条第２項による建築物等移転（除却）通知

３　送達の内容

書類の送付を受けるべき者が長崎市平間町728番ほか４筆に所有する建築物等は、本市の土地区画整理事業施行のため、平成27年11月30日までに移転又は除却していただくことになりましたので通知します。

あなたがこの期日までに移転又は除却されないときは、土地区画整理法第77条第７項の規定に基づき本市が移転又は除却工事を行うことになります。

以上、土地区画整理法第77条第２項の規定に基づき、通知及び照会します。

なお、この通知について不服のあるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長崎県知事に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）